

【事業者排出量削減計画書制度に関するオンラインセミナーQ&A：令和6年2月7日開催】

カテゴリー	質問	回答
制度概要	新しい重点対策項目の「サプライチェーン排出量算定の実施」とあるが、算定は行っているものの、削減計画がないため実施済みとは認められないと言われた。どのようなものが必要か。	重点対策項目「サプライチェーン排出量算定の実施」では、ホームページにある「重点対策実施ハンドブック」に記載のとおり、算定及び削減計画の策定の両方が必要条件となっております。Scope3を含むサプライチェーン全体の排出量の削減目標（目標年度、削減量又は削減率）及び削減目標を達成するための施策等を示したものをご提示いただく必要があります。
制度概要	新しい重点対策項目の「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」について、自社での廃棄物削減目標だけでは足りないのか。実施済みとなるための根拠資料を教えてください。	重点対策項目「廃棄物の減量化・リサイクルの推進」では、自社の取組に加え、ユーザーまたはサプライヤーとの連携した取組が必要です。ホームページにある「重点対策実施ハンドブック」に記載のとおり、自社の取組に加え、ユーザー・サプライヤーに廃棄物の減量化・リサイクルを促していることを示す資料が必要となります。具体例として、ユーザー又はサプライヤーとの流通過程において、ダンボールを使用せず、リターンブル容器等の環境配慮型に置き換えるなどが挙げられます。
制度概要	第五計画期間からは、契約している電力会社やプランに基づいて、毎年排出係数を変更できるとのことだが、年度の途中で電力会社に変更した場合などはどうしたら良いか。	年度途中で変わった場合についても、それぞれの電力会社との契約ごとに電気使用量の実績をご報告いただければ結構です。上半期はA電力、下半期はB電力、という場合は、「A電力で〇〇kWh、B電力で〇〇kWh」とご記入ください。
制度概要	排出削減目標がCO2排出量6%削減となるとのことだが、この際の基準年度はいつになるのか。	第五計画期間（令和5～7年度）における基準年度排出量は、第四計画期間（令和2～4年度）における各事業者さまの平均排出量となります。
報告書様式	例年提出している報告書について、印刷を想定したつくりになっているのに加えて、パスワードでロックされておりデータベース管理ができない。様式を改めたり、過去の事業者の報告書のバックデータを、オープンデータに用いるような機械判読可能な形式に加工して提供されてはどうか。報告書を作ることが目的になってしまい、せっかくの中身を活用できていないと感じる。	御指摘のとおり、現在のデータシートは入力のしやすさと指定様式への出力を想定したつくりとなっております。皆さまに活用いただけるよう、オープンデータ化について今後検討を進めてまいります。
太陽光発電設備	建築物の太陽光発電制度の上乗せ設置補助について、令和6年度から既存建築物も含め対象拡大予定とのことだが、建物の規模要件等は変わらないのか、ぜひ検討したいので、可能な範囲で教えてください。	対象拡大については、あくまで国と協議中であり、未確定ですが、既存建築物への太陽光発電設備の設置基準量は、新增築時（準特定建築物及び特定建築物）の基準量と同様に、延べ床面積300m <sup>2</sup> ～2000m <sup>2</sup> で3万MJ、2000m <sup>2</sup> 以上で6万～45万MJを予定しており、補助額も同額を予定しています。確定した際には、また改めて周知させていただきます。
太陽光発電設備	景観、風致条例により太陽光パネルが思うように設置できないが、京都市として免除するなど検討はされているか。	現時点でそういった検討は行っておりませんが、平成25年に太陽光パネルの景観に関する運用基準を改訂しており、当初と比べると、設置できない場所はごく一部となっております。